

区における障害を理由とする差別に関する相談について  
(平成 30 年 4 月から平成 30 年 9 月)

1 練馬区に寄せられた相談件数 4 件

(内訳) 相談窓口 (※) の件数 2 件

相談窓口以外での件数 2 件

※相談窓口：障害者施策推進課、総合福祉事務所、保健相談所

2 不当な差別的取扱いに関する相談 1 件

- ・転居探しの際、不動産会社から、精神障害がある方には物件を貸せないと言われた。当該不動産会社に対し事実関係の確認を行い、障害を理由に入居できない旨を本人に話したことを確認したため、障害者差別解消法の趣旨等を説明し、今後同様の対応をしないよう求めた。また、不動産団体に障害者差別解消法の周知依頼を行った。

3 配慮に関する相談 3 件

(1) 施設・設備に関すること 1 件

- ・エレベーターのない区立施設で、杖や車いす利用の方から 2 階に上がる方法についての相談や 2 階に上がる手伝いの申し出があった。階段昇降機を設置した旨を説明し、来館された際は、施設の車いすに乗り換えてもらい、階段昇降機で 2 階の部屋まで案内し、利用終了後は部屋から 1 階まで案内し、ご自身の車いすへの乗り換えをお手伝いした。

(2) 対応に関すること 2 件

- ・理髪店を利用する際に、精神障害があり人との会話にストレスを感じやすいため、接客中に世間話などしないでほしいとお願いしていたが、利用するたびに話しかけてくるので配慮してほしいとの相談があった。本人からの申し出内容と障害特性や障害者差別解消法について、当該理髪店に伝え、ご理解いただいた。
- ・肢体不自由の方から図書館の郵送サービスを担当館以外でも電話対応してもらいたいという申し出があったため、担当館以外でも適切な対応が行えるよう、各図書館に改めて対応方法を周知した。